

平成 30 年度の国保制度改革に向けた準備状況について

～平成 28 年度県・市町村国保連携会議等に係る検討状況～

平成 28 年 8 月 19 日
医療指導課

- 平成 30 年度からの国保の制度改革に向けて、現在、県と市町村等の課長級で構成する「県・市町村国民健康保険連携会議」及びその下に実務担当者による「作業部会」を設置して、両会議を隔月ごとに開催している。
- 平成 27 年度から連携会議で、国の検討状況などの情報を共有し、本年度から本格的に、国保制度改革に対する検討体制、保険料の決め方や市町村国保事務の共同化等について検討を始めたところである。
- 引き続き、国保の新制度が円滑に導入できるよう市町村等と連携し検討を重ねて行く。

1 国保制度改革の概要

<国・県・市町村の役割分担>

- 国は、平成 30 年度から毎年 3,400 億円の財政支援の拡充を行う。
- 平成 30 年度から県が県全体の国保財政を担い、市町村は従来どおり顔の見える関係を生かして、資格管理、保険料の賦課・徴収、保健事業等を実施する。
- 県が今後の国保運営のルールとなる国保運営方針を策定する。
- 県が県全体の国保財政を受け持つことから、県が市町村ごとに納付金を決定し、市町村からその納付を受け、医療費等の必要な費用を全額支払う仕組みとなる。

※ 詳細は別紙（上段）のとおり

<スケジュール案>

① 国保運営方針の策定

- ・平成 29 年 2 月 国保運営協議会の設置
- ・平成 29 年 3 月～7 月 国保運営協議会で協議
- ・平成 29 年 7 月 国保運営方針の策定（諮問・答申）

② 納付金の算定

- ・平成 28 年 10 月 納付金算定システムにより試算開始
→市町村へ試算値の提示（12 月頃）
- ・平成 29 年 10 月 平成 30 年度の納付金の算定開始
→市町村へ納付金の決定額の通知（12 月頃）

※ 詳細は別紙（下段）のとおり

2 これまでの検討経過

平成 28 年度第 1 回連携会議（5 月 13 日開催）

（検討項目）

- 国保制度改革の詳細の説明
- 今後の検討体制（会議の開催方法、スケジュール等）
- 国保運営方針の策定の進め方の検討

（主な意見）

- 平成 30 年度以降は、これまで市町村が行ってきた一部分を県が担うことになるため、市町村の事務負担が増加することがないようにお願いする。
- 国保が県単位になるということから、これまで市町村ごとに実施してきた事業について、可能なものについては、共同化して効率的な事務執行につなげ、市町村の事務の軽減を検討する。

平成28年度第1回作業部会（7月14日開催）

（検討項目）

- 市町村事務で共同化が図れる事務はないか検討
- 納付金や保険料の算定方式についてメリット・デメリットを含めて検討

（主な意見）

- 市町村の国保事務の共同化等に関しては、可能な限り取組の検討を進めることとし、意見がまとまった範囲での取組（例えば圏域ごと）でもよい。また、平成30年度から実施するのか等、優先順位をつけて検討する必要がある。
- 現在の各市町村の医療費の格差を見ると難しい面があるが、都道府県が国保を担うということであれば、将来的には、保険料の統一の方向の検討も必要。

平成28年度第2回連携会議（8月5日開催）

（検討項目）

- 上記、作業部会で協議した結果を連携会議で意見の集約
 - ・市町村事務で共同化が図れる事務はないかの検討
 - ・納付金や保険料の算定方式についてメリット・デメリットを含めて検討

（主な意見）

- 市町村事務の共同化の検討に当たっては、実務担当ベースの部会で十分検討の上、連携会議に報告といった手順を踏むこと。
- 保険料については市町村が条例で定めるなど、市町村が決定するものではあるが、納付金などについて現在ベースの医療費等を勘案して、県として早めに試算値を示してほしい。
- 保険料について、すべての市町村が現行では4方式（資産割、所得割、均等割、世帯割）だが、標準保険料の算出に当たっては、3方式など、保険料の算定方法を検討する必要がある。

国保制度改革の概要

国保の課題

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
- ・1人あたり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

②国保の対象者の所得水準が低く、保険料(税)の収納率が低い

- ・加入者1人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(推計202万円)
- ・無所得世帯割合：23.1%

③小規模な市町村保険者もあり、財政運営が不安定

- ・1,716保険者中 被保険者数が3,000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

財政基盤が脆弱で、国保財政赤字により、一般会計からの法定外繰入等
(※ H26 県内14市町村で実施)

平成30年度からの国保改革の概要

●国

- 毎年3,400億円の財政支援の拡充
(国保の財政基盤を強化)。

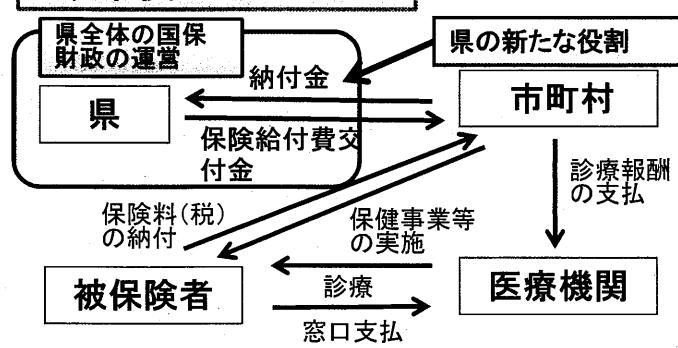
●都道府県

- 国保運営に参画するとともに、県全体の国保財政の運営を担う。
国保運営方針を策定。
財政安定化基金の設置。

●市町村

- 地域住民と身近な関係の中、引き続き次の役割を担う。
 - ・資格管理、保険給付
 - ・保険料率の決定、賦課徴収
 - ・保健事業 等

改革後のイメージ



国保改革に向けた県の検討状況

○県と市町村で国保改革に向けた検討会を開催

- ・「県・市町村国保連携会議」(課長レベル)
- ・財政運営や共同事業の取組の詳細を「作業部会」で検討
(実務者レベル)

○県国保運営方針の策定スケジュール

- ・平成28年度中に、今後の国保運営のルールとなる県の国保運営方針(案)を策定。
- ・平成29年7月、県国保運営協議会の答申を受け、決定(予定)。

国保制度改革の主なスケジュール(案)

	改正法の成立 (平成27年5月27日)～平成28年度	～平成29年度	平成30年度
国	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者の多い保険者への財政支援 (+約1,700億円) ○地方向け説明会の開催 ○厚生労働省と地方との協議 (制度・運用の詳細について) ※27年7月に協議再開 	<ul style="list-style-type: none"> ◇政省令等の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化等に積極的に取り組む保険者への財政支援 (+約1,700億円)
都道府県	<p>↑ 現場意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県と市町村との協議の場を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保運営方針の策定 (H28.5月～)連携会議等で検討 (H29.2月)県が国保運営協議会を設置 (H29.3月～)国保運営協議会で案を検討 ○市町村の納付金の額の算定 (H28.10月～)納付金の試算 	<p>→ 都道府県による財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保運営方針の策定 (H29.7月)国保運営方針の策定 (H29.8月)公表等 ○H30の市町村の納付金の額の算定 (H29.10月～)納付金の本算定
市町村	<p>↑ 現場意見</p>	<p>(H28.12月)市町村へ納付金の試算値を提示 ※市町村は試算額を基に保険料の検討</p>	<p>(H29.12月)市町村へ納付金の決定額を提示 ※市町村は納付金額を基に保険料率の決定</p>